

あけましておめでとうございます。
旧年中は、大変お世話になりありがとうございました。
本年も引き続きご愛顧賜りますよう
お願い申し上げます。

皆様には、輝かしい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

平成22年度版の消防白書によりますと、年間 51,139件(H21年)の火災が発生し、1,877人(H21年)の方が犠牲となられておりますが、平成15年以降出火件数・死者数ともに減少傾向にあります。

但し、死者数が年間1,000人を超える高水準にあることや、グループホームや雑居ビル等の比較的小規模施設において多数の人的被害を伴う火災が発生していることから、消防白書の中で『火災予防行政の課題』として次の6点を挙げています。

(1) 住宅防火対策の推進

「地域における住宅用火災警報器共同購入等ノウハウ集」の配布、「住宅用火災警報器設置推進会議」においては、住宅用火災警報器設置効果を活用した広報活動、高齢者世帯など設置困難世帯への対策強化などの取組により、既存住宅への平成23年6月までの住宅用火災警報器設置の推進を行う。

(2) 放火火災防止対策

消防庁は専門家検討会にて「放火火災の防止に向けて～放火火災防止対策戦略プラン～」を作成し、各消防本部に配布。関係行政機関と地域住民が協力して実施できるように推進する。

(3) 法令適合の確保

小規模雑居ビル等の防火対象物に対する違反是正を推進するとともに、「防火対象物点検報告制度」を更に推進し、適切な防火管理が図られるようとする。

(4) 小規模施設の防火安全対策

認知症高齢者グループホームについては、全てに消火器と自動火災報知設備の設置が義務付けられ、延床面積275m²以上についてはスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。また、カラオケボックス・ネットカフェ・テレクラなどにおいても、全てに自動火災報知設備の設置が義務付けられ、防火安全対策を推進する。また、個室ビデオ店舗における個室の外開き戸による避難障害を防止するため、「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」が取りまとめられ、火災予防条例の改正が進められている。

(5) 民間自衛消防力の確保(防災管理制度)

大規模・高層建築物等の管理権原者は、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画を作成し、地震発生時に特有な被害事象に関する応急対応や避難ができるように、防災管理業務を担う 防災管理者及び専門の知識を持った自衛消防組織を設置することが義務付けられた。

(6) 消防用設備における新技術の開発促進への期待及び課題

消防用設備等の技術上の基準に性能規定を導入すること等により、新技術の開発促進が期待できるようになった。消防防災分野においても、安全性の高い合理的な防火安全対策の構築に寄与することが望まれている。

昨年弊社では、新規化学プラント建設における消火設備設置工事、自動車部品メーカー様より工場の自動火災報知設備の全面リニューアル工事、電池メーカー様・太陽光発電メーカー様の工場増設に伴う消火設備設置工事などの大型工事を受注させていただきました。さらに、消防法の改正により、大規模な工場・事業所において“防災管理点検”がスタートし、弊社も多数の点検を請負わせていただきました。大変ありがとうございました。

但し、反面お得意先様には、弊社社員の対応が十分に行きとどかなくご迷惑をお掛けした点が多くあったのではないかと反省しております。

本年は、『お客様へのフォローアップの充実』の方針のもと、人員の増強・システムの構築を行い、最新の消防法のご提供、防火・防災管理のご相談・お手伝い、確実・安心な各種消防点検・工事など、お客様の消防業務のフォローアップに満足をいただけるように充実させていきます。

2011年1月
初田防災設備株式会社
代表取締役 中前秀夫



「黎明」